

会計学(午後・財務会計論)

本試験

第 3 問

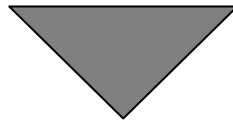
問題 1

問 2 「棚卸資産の評価に関する会計基準」によれば、棚卸資産の簿価切下げに当たり、原則として、正味売却価額が用いられるのに対して、「固定資産の減損に係る会計基準」によれば、固定資産の減損処理に当たり、回収可能価額が用いられる。ともに収益性の低下に伴う帳簿価額の減額処理であるが、(1)棚卸資産の簿価切下げに正味売却価額が用いられる理由 ～ 略 ～ を、各々の資産の性質に言及しながら説明しなさい。なお、正味売却価額と回収可能価額の定義について説明する必要はない。

《解答 2》

(1) 棚卸資産は、通常、販売によってのみ資金の回収を図るという性質を有する資産である。

このような投資の回収形態の特徴を踏まえると、棚卸資産の回収可能な金額は、販売による資金回収額である正味売却価額であるといえる。そのため、棚卸資産の簿価切下げには正味売却価額が用いられる。



論文グレードアップ答練 第2回

第五問

問2 棚卸資産の評価に関する次の問に答えなさい。

以下の文章は、わが国における棚卸資産の評価基準の経緯を述べたものである。

「棚卸資産の評価に関する会計基準」公表以前の従来の会計実務では、通常の販売目的で保有する棚卸資産の時価が取得原価よりも下落した場合においても、原則として取得原価をもって棚卸資産の貸借対照表価額とする方法（原価法）を適用することとし、時価をもって貸借対照表価額とする方法（低価法）は、会社が任意にその適用を決定することができるものとされていた。一方、「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、通常の販売目的で保有する棚卸資産については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合には、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額とすることから、従来のように低価法を任意適用とするのではなく、事実上、強制適用することが求められているものと解釈できる。

このような相違は、従来の低価法が（ A ）の観点から根拠付けられていたのに対して、「棚卸資産の評価に関する会計基準」では、（ B ）の観点から低価法が位置付けられていることに起因するものである。

～ 略 ～

(2) 下線部について、通常の販売目的で保有する棚卸資産の簿価切下げに際して、取得原価と比較する期末における正味売却価額とは何か、当該棚卸資産の投資に寄せた期待に着目して説明しなさい。

《解答2》

通常の販売目的で保有する棚卸資産への投資は、将来販売時の売価を想定して行われ、その期待が事実となり、成果として確定した段階において、投資額は売上原価に配分されるため、最終的な投資の成果の確定は将来の販売時点である。したがって、収益性の低下に基づく簿価切下げの判断に際して、取得原価と比較する期末における正味売却価額とは、期末において見込まれる将来販売時点の売価に基づく正味売却価額を指すと考えられる。